

日本応用心理学会学会賞規程

(目的)

第1条 日本応用心理学会は、応用心理学の振興と発展を図るため、ここに日本応用心理学会学会賞（以下、学会賞という）を設ける。

(名称)

第2条 学会賞（英文名：JAAP Award）は、優秀論文賞（Best Paper Award）と奨励論文賞（Encouragement Award）からなり、応用心理学の研究に特に貢献した会員に授与する。

(対象)

第3条 学会賞は、本学会機関誌『応用心理学研究』所載の論文を対象とする。
2 優秀論文賞は原著論文または総説論文を対象とし、奨励論文賞はそれ以外の論文を対象とする。

(選考委員会)

第4条 学会賞選考のために学会賞選考委員会（以下、委員会という）を設置する。
2 委員の定数は7名を上限とし、任期は3年間とする。
3 委員長は常任理事の中から選出する。
4 委員長は常任理事会の承認を得て委員を指名する。

(選考方法)

第5条 学会賞の選考は、第1次選考と第2次選考により行う。
2 学会賞の選考は前年度1年間の本学会機関誌『応用心理学研究』所載の論文（英文特集号を含む）から選考するものとする。
3 第1次選考は、理事・監事の推薦に基づき、委員会において行う。理事・監事による推薦は優秀論文賞および奨励論文賞とも2件以内とし、候補者氏名、推薦論文名、推薦理由、推薦人氏名を明記するものとする。その際、自薦・他薦は問わない。
4 第2次選考は常任理事会において行う。
5 学会賞を受賞した第1著者は、原則として、以後、第1著者として同賞を受賞することができないものとする。ただし、奨励論文賞を受賞した者が優秀論文賞を受賞することはさしつかえない。

(表彰)

第6条 学会賞の授与は、年次大会時の総会において理事長が行う。
2 受賞者には、賞状および副賞を授与する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会で行う。

- 付則
- 1 本規程は平成19年2月23日より施行する。
 - 2 本規程は平成24年4月1日より改正施行する。
 - 3 本規程は令和5年8月25日より改正施行する。